

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1.9.13	R1.11.8	火災調査書類（令和元年8月26日31世予（調）第7号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）、火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号）、現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）、鑑識見分調書（第1回）（様式第18号及び様式第26号）、鑑識見分調書（第2回）（様式第18号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号及び様式第26号）	44		●					●								（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
2	R1.9.18	R1.11.15	火災調査書類（令和元年9月17日牛予（調）第5号のうち、火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号）、現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号及び様式第26号）、延焼状況等調書（様式第20号）、出火建物・避難状況等調書（様式第21号及び様式第26号）及び建物・収容物損害調査書（様式第23号）	79		●					●								（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
3	R1.9.18	R1.10.31	火災調査書類（令和元年9月17日牛予（調）第5号のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）及び出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）	5		●					●								（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
4	R1.9.25	R1.10.31	火災調査書類（令和元年9月17日牛予（調）第5号のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）及び出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）	5		●					●								（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
5	R1.9.27	R1.10.22	平成31年1月8日午前7時から午前8時までの間に救急相談を受け、作成した救急相談記録票（一連番号：141から163まで）、平成31年1月8日16時13分に救急相談を受け、作成した救急相談記録票	23		●	●				●								（2号）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 平成31年1月8日16時13分に救急相談を受けた事実はなく、実施機関では救急相談記録票を作成していないため存在しない	東京消防庁救急部救急医務課
6	R1.10.8	R1.11.5	平成30年7月〇日〇時ごろ、東京都世田谷区〇丁目〇番〇号〇で発生した救助活動に関する消防活動総括表	2		●					●								（2号）氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁警防部救助課
7	R1.10.16	R1.11.28	消防学校で平成28年度及び29年度に買入れをした火薬取締法上の火工品のうち発煙筒（消防車両、船舶及び航空機に付帯するものを除く。）に係る物品買入契約書及び仕様書 1 請書（平成28年9月28日総経（品）第1160号） 2 納品書（発行日平成28年11月4日）	9		●					●	●							（2号）氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （4号）印影の情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため	東京消防庁消防学校校務課

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R1.10.17	R1.11.12	1 防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和62年2月21日神予(収)第41号)に添付されている図書一式 2 消防用設備等設置届出書(昭和62年3月3日神予(設)第1093号)に添付されている図書一式 3 消防用設備等設置届出書(昭和62年2月23日神予(設)第1058号)に添付されている図書一式 4 消防用設備等設置届出書(昭和62年2月23日神予(設)第1068号)に添付されている図書一式 5 電気設備設置(変更)届出書(昭和62年2月2日神予(電)第517号)に添付されている図書一式 6 検査結果書(昭和62年3月5日決定神予(収)第41号) 7 検査結果書(昭和62年3月5日決定神予(設)第1093号) 8 検査結果書(昭和62年3月16日決定神予(設)第1058号) 9 検査結果書(昭和62年3月5日決定神予(設)第1068号) 10 検査結果書(昭和62年3月16日決定神予(電)第517号)	10		●												(2号)住戸の情報は個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東京消防庁予防部予防課
9	R1.10.21	R1.11.18	1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成24年10月30日24神予(設)第1110号)一式 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成24年9月11日24神予(設)第924号)一式	48		●												(4号)住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
10	R1.10.23	R1.11.5	1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年9月20日30洪予(設)第111号)の図面を除く図書一式(消火器) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年9月20日30洪予(設)第111号)の図面を除く図書一式(避難器具) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年10月2日30洪予(設)第119号)の図面を除く図書一式 4 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年10月5日30洪予(設)第121号)の図面を除く図書一式 5 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年10月9日30洪予(設)第122号)の図面を除く図書一式	25		●													東京消防庁予防部予防課
11	R1.10.24	R1.11.7	1 ○(港区○-○-○)に係る打ち合わせ結果報告書(平成3年3月22日)のうち様式第6号、及び別添え2 2 基準の特例適用調査書(平成3年6月7日受付芝予(予)第304号)のうち様式第34号 3 基準の特例適用調査書(平成16年9月27日受付16芝予(予)第380号)のうち様式第34号 4 ○(港区○-○-○)に係る事前相談・中間検査等結果報告書(平成16年4月28日)のうち様式第6号(その1) 5 ○(港区○-○-○)に係る事前相談・中間検査等結果報告書(平成16年8月30日)のうち様式第6号(その1)	8		●													東京消防庁予防部予防課
12	R1.10.28	R1.11.8	消防用設備等設置届出書(平成3年10月22日赤予(設)第667号)のうち自動火災報知設備の系統図	2		●												(2号)住戸の情報は個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東京消防庁予防部予防課







令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
32	R1.11.14	R1.11.28	1 消防用設備等設置届出書（平成2年7月2日牛予（設）第350号）のうち別記様式第1号の2の3の2、試験結果報告書、及び設置位置が確認できる平面図 2 消防用設備等設置届出書（平成2年7月2日牛予（設）第351号）のうち別記様式第1号の2の3の2、試験結果報告書、及び設置位置が確認できる平面図	11		●													(4号) 住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
33	R1.11.14	R1.11.28	消防用設備等設置届出書（平成2年6月29日牛予（設）第349号）のうち別記様式第1号の2の3の2、試験結果報告書、及び設置位置が確認できる平面図	5	●															東京消防庁予防部予防課
34	R1.11.14	R1.11.28	消防用設備等設置届出書（昭和59年3月9日荻予（設）第424号）のうち系統図及び平面図	10		●					●		●						(2号) 住戸の情報は個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (4号) 住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
35	R1.11.14	R1.11.25	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成22年7月13日22京予（設）第528号）に添付されている系統図	1	●															東京消防庁予防部予防課
36	R1.11.14	R1.11.25	1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月15日29町予（設）第480号）のうち別記様式第1号の2の3、及び平面図（2枚） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月8日29町予（設）第462号）のうち別記様式第1号の2の3、及び平面図（6枚） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月15日29町予（設）第481号）のうち別記様式第1号の2の3、系統図、及び平面図（3枚） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月15日29町予（設）第482号）のうち別記様式第1号の2の3、系統図、及び平面図（3枚） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月15日29町予（設）第483号）のうち別記様式第1号の2の3、及び平面図（2枚）	16	●															東京消防庁予防部予防課
37	R1.11.15	R1.11.27	平成30年4月〇日〇時〇分頃豊島区〇ー〇付近で発生した災害に係る消防活動総括表（別記様式第35号、36号）、出場表（別記様式第48号）	3	●	●					●								(2号) 個人の氏名、年齢等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、通報者の区分や火点までの距離等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁警防部特殊災害課



